

保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用取扱要綱

制定 令和7年5月19日 保政第166号（区長決裁）

改訂 令和8年4月1日 保政第1998号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターのデザイン及び名称（以下「デザイン等」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（権利）

第2条 デザイン等に関する一切の権利は、横浜市保土ケ谷区に属する。

（使用目的）

第3条 デザイン等は、保土ケ谷区への愛着や親しみを深めるとともに、保土ケ谷区のイメージを内外に発信するために使用するものとする。

（定義）

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「デザイン」とは、デザイン等使用ガイドラインに定めるデザイン一覧のイラスト又はこれらに準ずる立体物を指す。
- (2) 「デザイン等使用ガイドライン」とは、デザイン一覧、その使用手続きの詳細及び注意点について保土ケ谷区長が定めたものをいう。
- (3) 「物品等」とは、印刷物やインターネット上の表示のほか、看板・グッズ等、デザイン等を使用した一切のものをいう。

（使用の手続き）

第5条 デザイン等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、本要綱の別表1及び別表2に定めている物品等の区分に応じ手続きを行うほか、本要綱に定めのないものはデザイン等使用ガイドラインに従い手続きを行うものとする。ただし、個人や家庭内で使用して楽しむ場合は手続きなく使用することができるものとする。

2 保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により申請する際は、次の書類を添えて保土ケ谷区長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) デザイン等を使用して作成しようとする物品等の企画書
- (2) その他保土ケ谷区長が必要と認める書類

3 保土ケ谷区長は、前項の申請をした者に対して、必要があると判断したときは、書類及びデザインの修正や追加書類の提出を求めることができる。

4 別表1及び別表2の定めにより使用申請書の提出が不要の場合にも、使用にあたっては、本要綱及びデザイン等使用ガイドラインに定める事項を遵守しなければならない。

（使用の承認）

第6条 保土ケ谷区長は、前条第1項の申請の内容が、次の各号のいずれかに該当する場

合を除き、デザイン等の使用を承認する。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するとき、又はそのおそれのあるとき。
 - (2) 保土ケ谷区の信用若しくは品位を害するとき、又はそのおそれのあるとき。
 - (3) 特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援するものであると認められるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき若しくはそのおそれのあるとき。
 - (4) 本要綱及びデザイン等使用ガイドラインに従って使用手続きをしないとき、又はデザイン等の使用にあたり本要綱及びデザイン等使用ガイドラインの定めに従わないおそれのあるとき。
 - (5) マスコットキャラクターのイメージを損なうとき、又はそのおそれのあるとき。
 - (6) その他、保土ケ谷区長が公益上の観点、著作権管理の観点又は第三者の権利侵害の観点から使用について不相当と認めるとき。
- 2 営利目的又は販売目的と認められる使用目的の場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の規定にかかわらず、デザイン等の使用を承認しない。
- (1) 保土ケ谷区内の製品の販路拡大に資すると認められるとき。
 - (2) 保土ケ谷区内の産業振興を目的とするとき。
 - (3) その他保土ケ谷区長が必要と認めるとき。
- 3 保土ケ谷区長は、使用を承認するときは、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用承認通知書（様式第2号。以下「承認通知書」という。）により通知する。この承認にあたっては、保土ケ谷区長が必要と認める場合には使用条件を付すことができるものとし、その内容を承認通知書に記載する。
- 4 保土ケ谷区長は、使用を承認しないときは、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用不承認通知書（様式第3号）により、前条第3項の申請をした者に通知する。

（使用料）

第7条 デザイン等を使用する際の使用料は無料とする。

（使用期間）

第8条 使用申請書で申請する際のデザイン等の使用期間は、最長で使用開始の翌年度の末日までとする。

- 2 保土ケ谷区長は、前項の規定により申請された使用期間について、必要に応じ、変更することができる。この場合において変更した使用期間は、承認通知書に記載して通知する。
- 3 前2項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、当該使用期間が満了する30日前までに保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用期間更新申請書（様式第4号。以下「更新申請書」という。）を保土ケ谷区長に提出することとする。
- 4 前項の更新申請書により更新できる期間は、更新を希望する開始日より翌年度の末日までとする。

- 5 保土ケ谷区長は、第3項の規定により申請を受け、その内容を承認する場合には、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用期間更新承認通知書（様式第5号。以下「更新承認通知書」という。）により通知する。この承認にあたっては、保土ケ谷区長が必要と認める場合には使用条件を付することができるものとし、その内容を更新承認通知書に記載する。
- 6 保土ケ谷区長は、第3項の規定により申請を受け、その内容を承認しない場合には、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用期間更新不承認通知書（様式第6号）により通知する。

（デザイン等の一部改変）

第9条 デザイン等の一部改変は認めない。

（使用状況等の報告）

第10条 保土ケ谷区長は、使用者に対しマスコットキャラクターの使用状況について必要に応じ、報告させること及び調査することができる。

（承認内容の変更）

- 第11条 使用者は、第6条及び第8条の規定により承認を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用内容変更申請書（様式第7号）を保土ケ谷区長に提出し、変更内容についての承認を得るものとする。
- 2 保土ケ谷区長は、デザイン等の使用内容の変更を承認する場合には、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用内容変更承認通知書（様式第8号。以下「変更承認通知書」という。）により通知する。この承認にあたっては、保土ケ谷区長が必要と認める場合には使用条件を付することができるものとし、その内容を更新承認通知書に記載する。
- 3 保土ケ谷区長は、デザイン等の使用内容の変更を承認しない場合には、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用内容変更不承認通知書（様式第9号）により通知する。
- 4 第6条第1項及び第2項の規定は、本条第1項の申請について準用する。

（使用禁止及び承認の解除）

第12条 保土ケ谷区長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 第6条第2項各号のいずれにも該当しなくなったとき。
 - (3) 第6条第3項及び第8条第5項並びに第11条2項の条件に反したとき。
 - (4) 次条各号の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 保土ケ谷区長は、次の各号に該当する場合は、デザイン等の使用を禁止し、又は使用の承認を解除することができる。
- (1) 前項による申入れを行った後、なお是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、第3条に定める使用目的を達成するために緊急を要するとき。
 - (3) 使用申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

- (4) その他保土ケ谷区長が必要と認めるとき。
- 3 保土ケ谷区長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は承認を解除するときは、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用禁止・使用承認解除通知書（様式第10号。以下「使用禁止通知書」という。）により、使用者に通知する。
- 4 本条の規定による使用禁止又は使用承認の解除により使用者に生じた損害等について、保土ケ谷区は責任の一切を負わない。

（使用上の遵守事項）

第13条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
- (2) 承認を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 本要綱及びデザイン等使用ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 原則としてデザイン等を使用するときは、「©横浜市保土ケ谷区」又は「©保土ケ谷区」を表記すること。ただし、非販売目的かつ非営利目的で使用する場合には、可能な限り表記すること。
- (5) 使用の承認に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記すこと」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 承認を受けて作成する物品等は、生産に入る前に見本（インターネット上の表示の場合には、その印刷物）を保土ケ谷区長に提出し監修を受けること。ただし、別表1及び別表2の見本品提出・監修不要に該当する場合は、これらを要しない。
- (7) 承認を受けた使用対象物品等の完成品（インターネット上の表示の場合には、その印刷物）は、速やかに保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用報告書（様式第11号）及び完成品を保土ケ谷区長に提出すること。ただし、別表1及び別表2の完成品提出不要に該当する場合はこれを要しない。
- (8) 前2号に関して、提出が困難と保土ケ谷区長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

（損失補償等の責任）

第14条 使用者が、デザイン等の使用に関することによって、第三者との間に国内外を問わず紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、保土ケ谷区は責任の一切を負わない。

- 2 前項の紛争には、『ほどぴー』からなる文字商標及びそれに類似する商標について第三者が所有する可能性がある場合を含む。
- 3 デザイン等が、横浜市又は保土ケ谷区の諸事情により、使用中止、内容変更等が行われた場合でも、使用者は、何人に対してもいかなる苦情の申し立ても行わないものとする。

（管理）

第15条 デザイン等の使用管理及び当要綱に関する事務については、区政推進課が所管す

る。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に保土ヶ谷区長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 印刷物またはインターネット上の表示

	保土ヶ谷区へ 事前連絡	使用申請 提出	見本品 提出・監修	完成品 提出
1 非販売目的で使用				
(1) 非営利目的で使用				
(ア) 個人	不要	不要	不要	不要
(イ) 保土ヶ谷区役所				
(ウ) 保土ヶ谷区以外の横浜市区局				
(エ) 学校等が教育目的で使用				
(オ) 横浜市が出資・出捐している団体				
(カ) 地方公共団体、国				
(キ) 横浜市指定管理者による指定管理に関連する業務				
(ク) 横浜市区局が後援・共催名義の使用を承諾している事業				
(ケ) 報道機関が報道・広報の目的で使用				
(コ) 横浜市内の自治会、町内会、商店街、ショッピングセンターのテナント会、企業団体、商工会議所等				
(サ) 上記以外の場合				
(2) 営利目的で使用				
2 販売目的で使用	必要 ※1	必要	必要	必要

別表2 その他の物品等

	保土ヶ谷区へ 事前連絡	使用申請 書提出	見本品 提出・監修	完成品 提出
1 非販売目的で使用				
(1) 非営利目的で使用				
(ア) 個人	不要	不要	不要	不要
(イ) 保土ヶ谷区役所				
(ウ) 保土ヶ谷区以外の横浜市区局				
(エ) 学校等が教育目的で使用				
(オ) 横浜市が出資・出捐している団体	必要 ※1		必要	必要
(カ) 地方公共団体、国				
(キ) 横浜市指定管理者による指定 管理に関連する業務				
(ク) 横浜市区局が後援・共催名義の 使用を承諾している事業				
(ケ) 報道機関が報道・広報の目的で 使用				
(コ) 横浜市内の自治会、町内会、 商店街、ショッピングセンターのテ ナント会、企業団体、商工会議所等				
(サ) 上記以外の場合	必要 ※1	必要	必要	
(2) 営利目的で使用				
2 販売目的で使用	必要 ※1	必要		

※1 保土ヶ谷区区政推進課広報相談係にメールにてご連絡ください。

(メールアドレス ho-koho@city.yokohama.lg.jp)

様式第2号（第6条第3項）

保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用承認通知書

保政第 号

年 月 日

様

保土ケ谷区長

年 月 日付けで申請のあった、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターのデザイン等の使用については、次のとおり承認します。

承認番号	
使用対象物 品名・ サービス名・商品名	
使用目的	
使用デザイン等	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
遵守事項	「保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用取扱要綱」及び「保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用申請書」の内容を遵守すること
条件	

（担当） 横浜市保土ケ谷区区政推進課広報相談係

電話 045-334-6221

FAX 045-334-7945

E-mail

様式第3号（第6条第4項）

保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用不承認通知書

保政第 号
年 月 日

様

保土ケ谷区長

年 月 日付けで申請のあった、保土ケ谷区公式マスコットキャラクターのデザイン等の使用については、次の理由により承認しないことを通知します。

理 由	
-----	--

（担当） 横浜市保土ケ谷区区政推進課広報相談係

電話 045-334-6221

FAX 045-334-7945

E-mail

様式第4号（第8条第3項）

保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用期間更新申請書

年 月 日

保土ヶ谷区長

<申請者>

住所

団体等の名称代表者氏名

年 月 日付けで承認を受けた内容について使用期間を更新したいので、次のとおり申請します。

承認番号	
使用対象物品名・サービス名・商品名	
更新期間	年 月 日～ 年 月 日
担当者連絡先	所属： 氏名： 電話： FAX： E-mail：

様式第5号（第8条第5項）

保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用期間更新承認通知書

保政第 号
年 月 日

様

保土ヶ谷区長

年 月 日付けで申請のあった、保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターのデザイン等の使用期間の更新については、次のとおり承認します。

承認番号	
使用対象物 品名・ サービス名・商品名	
使用目的	
使用デザイン等	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
遵守事項	「保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用取扱要綱」及び「保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用期間更新申請書」の内容を遵守すること
条件	

（担当） 横浜市保土ヶ谷区区政推進課広報相談係

電話 045-334-6221

FAX 045-334-7945

E-mail

様式第6号（第8条第6項）

保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用期間更新不承認通知書

保政第 号
年 月 日

様

保土ヶ谷区長

年 月 日付けで申請のあった、保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターのデザイン等の使用期間の更新については、次の理由により承認しないことを通知します。

理 由	
-----	--

（担当） 横浜市保土ヶ谷区区政推進課広報相談係

電話 045-334-6221

FAX 045-334-7945

E-mail

様式第7号（第11条第1項）

保土ケ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用内容変更申請書

年 月 日

保土ケ谷区長

<申請者>

住所

団体等の名称代表者氏名

年 月 日付けで承認を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。

承認番号	
使用対象物品名・サービス名・商品名	
変更内容	
担当者連絡先	所属： 氏名： 電話： FAX： E-mail：

様式第8号（第11条第2項）

保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用内容変更承認通知書

保政第 号
年 月 日

様

保土ヶ谷区長

年 月 日付で、申請のあったデザイン等の使用内容の変更については、次のとおり承認します。

承認番号	
使用対象物品名・サービス名・商品名	
変更内容	
遵守事項	「保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用取扱要綱」及び「保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用申請書」の内容を遵守すること

（担当） 横浜市保土ヶ谷区区政推進課広報相談係

電話 045-334-6221

FAX 045-334-7945

E-mail

様式第9号（第11条第3項）

保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用内容変更不承認通知書

保政第 号
年 月 日

様

保土ヶ谷区長

年 月 日付けで申請のあった、保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターのデザイン等の使用内容の変更については、次の理由により承認しないことを通知します。

理 由	
-----	--

（担当） 横浜市保土ヶ谷区区政推進課広報相談係

電話 045-334-6221

FAX 045-334-7945

E-mail

様式第10号（第12条第3項）

保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用禁止・使用承認解除通知書

保政第 号
年 月 日

様

保土ヶ谷区長

年 月 日付け第 号で承認した、デザイン等の使用について、次のとおり
（使用を禁止・使用承認を解除）することを通知します。

- 1 （使用禁止・使用承認解除）の内容
- 2 理由

（担当） 横浜市保土ヶ谷区区政推進課広報相談係
電話 045-334-6221
FAX 045-334-7945
E-mail

様式第 11 号 (第 13 条第 1 項)

保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターデザイン等使用報告書

年 月 日

保土ヶ谷区長

<申請者>

住所

団体等の名称代表者氏名

年 月 日付けで承認を受けた内容について、次のとおり報告します。

承認番号	
使用対象物品名・サービス名・商品名	
配布数または周知先数	
担当者連絡先	所属： 氏名： 電話： FAX： E-mail：